



もうすぐできるよ！みんなの庁舎

第4回 新庁舎が5月7日に開庁します

新庁舎がいよいよ完成間近です！
5月7日㊄8時30分から、新庁舎での業務が始まります。新庁舎には、現本庁舎の他、市民総合センターの行政部門と水道事業所の一部も移転します。

現庁舎での業務は、5月2日㊄17時15分までとなります。なお、5月3日㊄㊅～6日㊄㊅までの時間外受付は現本庁舎で行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

■新庁舎の住所 〒646-8545 東山一丁目5番1号（電話番号は変更なし）
※工事の進捗状況や内部の様子は、ホームページや庁舎新築工事かわら版、YouTube

で公開しています。

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi>



新庁舎完成まであと2か月（2月1日現在）

家族介護教室を開催します

基本的な介護技術や知識が学べます。
㊄2月5日㊄から各開催日の2日前までに、各担当課へお申し込みください。

講演	日時	場所	定員	問合せ
認知症のケア	2月28日㊄ 13時30分～14時30分	中辺路保健センター	20名	中辺路行政局 住民福祉課 0739 (64) 0502
認知症のケア	3月7日㊄ 13時30分～15時	市民総合センター	20名	やすらぎ対策課 高齢福祉係 0739 (26) 4910
認知症の正しい理解と予防	3月7日㊄ 13時30分～15時	龍神市民センター	30名	龍神行政局 住民福祉課 0739 (78) 0820
認知症の人への接し方	3月8日㊄ 13時30分～15時	大塔総合文化会館	30名	大塔行政局 住民福祉課 0739 (48) 0301

「防災ポスター2023」を展示します

毎年9月の第一日曜日を「家族で考える防災の日」とし、防災意識の向上、防災知識の普及を図っています。それに関連して、今年度は市内の小中学校で「防災ポスター」を募集しました。
全応募作品を左記日程で展示します。

㊄2月2日㊄～16日㊄
場たなべる1階「交流ホール」
㊄2月2日㊄～16日㊄
場たなべる1階「交流ホール」
㊄2月2日㊄～16日㊄
場たなべる1階「交流ホール」
㊄2月2日㊄～16日㊄
場たなべる1階「交流ホール」

「歴史から学ぶ防災2023 一命と文化遺産を守る」を開催します

和歌山県立文書館と共同で実施した、地域に残る災害を記録した文化財調査の報告会を開催します。
㊄3月2日㊄ 13時30分～
場たなべる2階「大会議室」
また、3月2日㊄～31日㊄、歴史民俗資料館（たなべる2階）で企画展「災害の記憶」を同時開催します。
㊄文化財調査の報告会を開催します。

合センター3階
0739 (26) 9943

広報に関するアンケートを実施します

より効果的に市の情報をお知らせするため、アンケートへのご協力よろしくお願ひします。

アンケート用紙を郵送している方以外にも、18歳以上の方であれば、どなたでもホームページからご回答いただけます。

■実施期間 2月9日㊄～29日㊄
㊄企画広報課 広報係（本庁舎3階）

0739 (26) 9963

□ <https://logofom.jp/f/RQqF4>



田辺市人権教育啓発推進懇話会的一般公募委員を募集します

田辺市人権教育啓発推進懇話会では、人権教育及び人権啓発が更に推進されるよう、基本的な方向や施策のあり方について審議しています。

㊄市在住の18歳以上の方

㊄国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

㊄任期中に数回開催する会議（平日昼間）に出席できる方

㊄2名

■任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

㊄3月5日㊄「必着」までに、「田辺市における人権尊重のまちづくり推進のために必要なこと」をテーマにした700～800字の小論文に、申込書を添えて、左記へ持参又は郵送、メールでお申し込みください。

申込書等は、左記又は各行政局総務課（19ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

㊄人権推進課 人権推進係（本庁舎4階）

0739 (26) 9912

□ jinken@city.tanabe.lg.jp

2月の納税等

- 固定資産税・都市計画税…第4期分
 - 市県民税 年金特別徴収…2月徴収分、給与特別徴収…1月徴収分
 - 国民健康保険税 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
 - 介護保険料 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
 - 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

市の人口 令和5年12月末現在

人口	男	32,165人	(-30)	
	女	36,283人	(-45)	
	計	68,448人	(-75)	
世帯数		34,865世帯	(-20)	
		※（ ）内は前月比		
12月の出生	男	21人	女	9人

令和5・6年度市営住宅維持修繕工事の登録業者を追加募集します

登録業者は、大工工事・建具工事・電気工事・水回り工事の4業種です。登録地域については、旧田辺市及び各行政局管内の5地域に区分してあります。登録要件など詳しくは、募集要項をご参照ください。
㊄2月1日㊄～28日㊄「消印」に、左記へ申請書を持参又は郵送で提出してください。申請書等は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■登録の有効期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

【追加登録業者説明会】

㊄3月7日㊄10時～
場社会福祉センター1階（建築課内）
※欠席された方には書類を送付します。

㊄建築課 市営住宅係

0739 (26) 9936

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html>

㊄各行政局 産業建設課

19ページ参照

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/kouboin.html>

やさしさひろがる 人権の①

第10回 世界人権宣言と平和



「世界人権宣言」は、国連総会で採択されてから昨年12月に75周年を迎えました。

この世界人権宣言とは、世界中の全ての人々が、幸せに生きるための権利を生まれた時から持ち、人として大切にされるべきだということを国際的にうたったものです。

人として幸せに生きるには、生命の安全が保障され、住む場所も、教育も、仕事も、結婚も、全てが自由に自分の意志で決めることができなければなりません。

だからといって、みんながそれぞれ自分で決めたことを主張すると、相手を傷つけてしまうことがあります。

自分にも権利があるように、相手にも権利があり、自分が人として大切にされる存在であるように、相手も大切にすべき存在です。

今、世界に目を向けると、紛争や自然災害、貧困など様々な理由で、幸せに生きるための権利、特に生命の危険にさらされている人たちがいます。

私たちにできることは少ないかもしれませんが、世界人権宣言にあるように、幸せに生き、相手を大切にすることを広めていくことが、平和な世界の実現につながります。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち 田辺市をめざして

産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます

国民健康保険の被保険者が出産した場合、産前産後期間の保険税が軽減されます。

令和5年11月1日以降に産した方

※出産とは、妊娠85日（4か月）以降の出産（死産・流産・人工妊娠中絶含む）をいいます。

■軽減対象期間 出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間（双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間）

※軽減の対象となるのは、令和6年1月分以降の保険税です。

■軽減額 出産した被保険者にかかる、右記対象期間の所得割額と均等割額

■届出受付期間 出産予定日の6か月前から（出産後の届出も可能）

■産前産後期間保険税軽減届出書、母子健康手帳など、出産予定日又は出産日が確認できる書類を左記へご提出ください。

国民健康保険課 保険税係（本庁舎2階）
☎0739（26）9965

一般不妊治療費を助成します

体外受精及び顕微授精を除く不妊治療・不育治療を受けた方に、当該年度につき5万円を上限に治療費を助成します。

夫婦のいずれかが市に住民票があり、かつ和歌山県内に1年以上住民票がある方で、各種医療保険の被保険者又は被扶養者

■治療を受けた日の属する年度内に必要書類を持参の上、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で申請してください。令和5年度治療分の申請期限は3月29日（金）です。

ただし、治療が1月までである場合は4月末、2月までである場合は5月末、3月までである場合は6月末まで申請することができます。

国民健康増進課 母子保健係（市民総合センター2階）
☎0739（26）4901

妊婦健康診査費を助成します

出産後に未使用の田辺市妊婦健康診査受診票が残っており、かつ妊

婦健康診査費の自己負担がある場合

にはその費用（公費負担対象分のみ）を助成します。令和4年度に母子健康手帳の発行を受けられた方の申請期限は、3月29日（金）です。

国民健康増進課 母子保健係（市民総合センター2階）
☎0739（26）4901

個別避難計画の作成に伴う訪問調査を実施します

市では、風水害・土砂災害に備えた避難支援対策を推進しており、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動支援者を対象として、個別避難計画を作成しています。

計画作成のための同意書を提出された方の自宅を、民生委員・児童委員が訪問しますので、調査にご協力ください。

■調査予定時期 2月～5月

国民福祉課 庶務係（市民総合センター2階）
☎0739（26）4900

障害者差別解消法が改正し、事業者が合理的配慮の提供が義務化されます

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者等に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

この法律が改正され、令和6年4月1日に施行されます。

■法律の改正内容

事業者による「合理的配慮の提供」が努力義務から法的義務となります。

◇合理的配慮とは……障害のある人から、手助けが必要な意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

国民健康増進課 障害福祉係（市民総合センター1階）

☎0739（26）4902

◇内閣府

☐ <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

有料広告募集中！

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？

本紙（広報田辺）及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までにお申し込みください。詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。

☎0739-26-9963 ☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukoku-kouhou.html>

有料広告

1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

し尿くみ取り料金・浄化槽
清掃料金が改定されます

	田辺地域	龍神地域	中辺路地域		大塔地域		本宮地域
			近露・野中 地区除く	近露・野中 地区	三川・富里 地区除く	三川・富里 地区	
し尿くみ取り (18ℓ当たり)	242円	264円	258円	264円	253円	264円	264円
浄化槽清掃	32,780円	38,500円	31,482円	32,373円	30,888円	32,373円	38,500円

※浄化槽清掃の料金は、参考として合併処理浄化槽嫌気ろ床接触ばっ気方式・5人槽・通常料金（年1回以上、清掃が行われている場合等）の場合です。記載の料金のほか、浄化槽全種で料金が改定されます。
※中辺路・大塔地域は、富田川衛生施設組合の差額負担制度により、実支払料金は、し尿くみ取り全域242円、浄化槽清掃全域29,700円となります。

軽自動車等の手続はお早め
に！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。譲渡や廃車、盗難等で車体が手元になくても登録が残っていると課税されますので、お早めの手続をお願いします。

- 手続先
- ◇軽自動車（四輪車・三輪車）
軽自動車検査協会和歌山事務所
☎050（3816）1846
- ◇125ccを越える二輪車
近畿運輸局和歌山運輸支局
☎050（5540）2065
- ◇原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車
税務課庶務係
☎0739（26）9919
- ◇19ページ参照
各行政局住民福祉課
- ※手続に必要なもの等、詳しくはホームページをご覧ください。
☎ https://www.city.tanabe.lg.jp/zeimu/keiji/index.html

4月1日から、し尿くみ取り料金・浄化槽清掃料金が市内全地域で改定されます。

今回の改定は、田辺市し尿収集運搬料金等協議会で協議されたものです。
詳しくは、左記へお問い合わせください。



4月～9月末までの事業者
用分別指定袋の販売を行います

- 事業者本人又は代理人の方が、ごみ袋代金（ごみ処理手数料）を持参してください。
- 販売場所及び期間
- ◇環境課（本庁舎2階）
3月1日（金）～5日（火）
- ◇廃棄物処理課（市ごみ処理場）
3月1日（金）～9月30日（月）
- ◇各行政局住民福祉課
3月1日（金）～9月30日（月）
- ごみ袋代金（ごみ処理手数料）
1セット各10枚入り880円（消費税込み）

国民年金保険料の納付は口座振替での前納・早割が便利
でお得です

- 国民年金保険料は、口座振替での前納・早割を利用すると、割引されます。
- ☎口座振替申出書を年金事務所又は金融機関の窓口へ提出してください。口座振替申出書は、左記に備えているほか、日本年金機構ホームページに掲載しています。
- 2年前納、1年前納、6か月前納（4月～9月分）の申込み期限は、2月29日（土）です。
- ☎0739（26）9925
- ◇各行政局住民福祉課
☎19ページ参照
- ◇田辺年金事務所
☎0739（24）0432
- ◇田辺年金事務所新宮分室
☎0735（22）8441
- ◇日本年金機構
☎ https://www.nenkin.go.jp

- 購入できるセット数
- ①燃えるごみ 11セット（110枚）まで
- ②資源ごみ・プラスチックごみ・埋立てごみ 合計4セット（40枚）まで
- ※セット内で部分購入もできます。
- ※②は4セットの枠内で任意に選択し、購入できます。
- ☎0739（24）6218

里親巡回パネル展と相談会を開催します

県内では、約400人の子どもたちが、様々な事情で家族と離れて暮らしています。そうした子どもたちを自分の家族に迎え、共に過ごす制度が里親です。
里親制度の概要や里親になるまでの流れをパネルで紹介いたします。また、里親相談会も開催しますので、お気軽にお越しください。

- 展示期間 2月2日（金）～26日（月）
- 相談日時 2月9日（金）、16日（金）
（両日とも13時～15時）
- 場がし公民館
- ☎0739（34）2735

主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300（代） ☎0739-22-5310
- 市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900（代） ☎0739-26-4914
- 龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111（代） ☎0739-78-0116
- 中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500（代） ☎0739-64-0966
- 大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301（代） ☎0739-49-0359
- 本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070（代） ☎0735-42-0239
- 市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011（代） ☎0739-24-7910
- 市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218（代） ☎0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド
☎0120-963-910
※防災行政無線の放送内容が確認できる電話案内サービスです。
- 救急安心センター ☎#7119
※つながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

休日急患診療

- ☎田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
- ☎内科、小児科、歯科の応急診療
- ☎日時 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、⊕18時～21時30分も診療を行っています。）
- ☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告
2枠連結（縦46mm × 横174mm）